

## 「諸家伝近代次第」について

酒井信彦

### はじめに

歴史に関する材料、すなわち史料の内の一類として系譜史料がある。系譜といふと一般に系図を思いうかべるが、系譜は系図だけではない。歴代の年譜つまり歴譜も系譜の中の有力な一型体である。系図が人名を系線で結びつけてその血族関係を示し、ある程度広汎な人名が記されるのに対し、歴譜に記されるのはその家の歴代当主のみである。そのかわり歴代当主の履歴が年表式にくわしく表わされるのである。

系図の内大部なもので、かつ刊行され著名なものに「尊卑分脈」や「系図纂要」があり、歴譜の代表的なものに「諸家伝」がある。では「寛永諸家系図伝」や「寛政重修諸家譜」はどうかといえば、これらは普通系図といわれているが、厳密にいえばその型式は系図と歴譜を混合させたものであつて、系線で結ばれた各人名の下に注記がつき、歴代当主には更に詳しい履歴の文章が付される訳けである。つまり武家の系譜は、その基本的骨格が系図式で、それに歴譜を合体・混入させた型式が主流である。それは系図集のみならず、単独の家の系譜も同様で、例えれば近世大名の系譜として最も完備したもの一つである薩摩島津氏の「新編島津氏世録正統系図」もこの型式をとっている。

### 一、諸家知譜拙記

さて「諸家伝」に関連する公家系譜史料が若干存在する。その中には「諸家知譜拙記」のように著名なものもあるが、その実態が知られていない史料もある。以下本稿では「諸家伝近代次第」なる史料をとりあげ、その内容を紹介し、かつ公家系譜としての歴史的意味について考えてみたい。

我々が堂上公家人名などを調べる場合、最も簡便な道具として「諸家知譜拙記」がある。本書は現在刊行されているが、それは影印本であつて元来は版本であり、その点「諸家伝」とは性格を異にしている。また内容は、堂上各家ごとに歴代当主の人名を系線で結んで示し、その人

名に極官や没年などの簡単な注記がほどこされている。次に一例として外山家の部分を掲げてみる。

### 日野家庶流

#### 外山

○光顯	元宣勝 元勝守 元勝守 元勝守	左兵衛佐正四位下 式部少輔從四位上	実光兼卿二男 武部少輔從四位上
元文三十四年	光和	寛保三十七年	光時
文政四十八年 七月六十六	光施	明和六年九月五日	明和三七年三月三日
光家	前權中納言正三位	五十四	辞官返上位記

光朝臣東光園御末子  
文政四十八年七月六十六  
光家

一行は四段に人名が掲示されている。但し、撰閥家・清華・大臣家それに王氏の白川家は敬意を表わして一行三段に人名を記す。当主間の継承関係を明示するために系線が引かれているところから見れば系図的であるし、一方記載される人名が歴代当主のみであることからすれば家伝的でもあり、つまり公家系譜史料であるが二つの側面をもっている。

「諸家知譜拙記」は貞享から天保に至る間に七度版行された。それは貞享三年（一六八六）・享保十年（一七二五）・延享二年（一七四五）・宝暦四年（一七五四）・明和二年（一七六五）・文政三年（一八一〇）・天保十年（一八三九）であり、我々が影印本で見ているのは天保十年のものである。但し右の内延享二年、速水房常が大改訂を行った以前と以後とでは型式に変化が生じていていることに注意しなければならない。それは先に外山家の例で示したような型式は、速水房常の改訂によって成立したのであり、それ以前、土橋定代編集による「諸家知譜拙記」は各家が独立していなかったのである。歴代当主の人名と簡略な注記を記することは同じだが、それらの人名はある一定の家のグループごとにまとめた系線によって結ばれ、一行の人数も不定であった。家のグループと

は、撰閥家・閑院家・日野家・勸修寺家・村上源氏・菅原氏などの家の集合体である。つまり速水房常以後のものに比して系図としての性格がより強かつたことがわかる。

また「諸家知譜拙記」については、印刷刊行された点が重要である。公家諸家について刊行された史料としては他に、武家の武鑑に対応するものとして公家鑑の類がある。これらは名称的に「雲上明鑑」・「雲上明覽大全」・「雲上示正鑑」などと名付けられているが、基本的には同一型式で、武鑑と同じく諸家の当主その他現状を紹介することに重点があり、当主の歴代も示すものの、系譜というより名鑑というべきものである。

内容的に「諸家知譜拙記」と異なるのは、堂上公家衆の他に天皇・親王・門跡など朝廷社会を構成する主要な人物が網羅されている点であろう。

これら公家鑑の発生は、江戸時代の寛文年間とされるが、ある程度の普及をみたのは、貞享年間頃であったようで、以後時代の進展とともになって拡大し、幕末期には尊皇思想の興隆も反映してその頂点に達した。この公家鑑の流布の状況は、「諸家知譜拙記」にもそのままあてはまるようで、先述したようにその成立は貞享年間であった。また編者土橋定代は、「雲上明鑑」の編者でもあったという。ということは、貞享年間には公家衆に関する系譜や名鑑が印刷物として刊行されることが求められる社会状況になっていたといえよう。

## 二、諸家伝近代次第

ところで、「諸家知譜拙記」のみならず公家鑑が成立する以前、すでに近世初期の段階で、「諸家知譜拙記」に型式的に類似した公家系譜が存在し、しかも板行されていた事実は殆んど注目されていない。注目されなかつた理由の一つは、写本でなく版本であるにもかかわらず、その

名称が様々に呼ばれていたからだと思われる、私は後述するように、その名称は「諸家伝近代次第」とするのが最も適当であると考えるので、以下この名称によつて説明してゆきたい。

まず「諸家伝近代次第」の内容を簡単に紹介しておくと、全体は速水房常の「諸家知譜拙記」と同じように堂上諸家各々の系譜よりなつてゐる。各家の系譜が「諸家知譜拙記」と明確に異なるのは、二つの部分に判然と区別されていることである。前者は人名を系線で継ぎ四段に記し、後者は人名を二段に記し系線はない。両者とも人名だけでなく簡略な注記を付す。注目されるのは、前者の最後の人物が後者の冒頭の人物であつて、この人物によつて前者と後者は系線の有無にかかわらず連続した系譜となる。つまり全体を連結して系線で結べば、速水房常以後の「諸家知譜拙記」の型式となる。

さて「諸家伝近代次第」は種々なる名称によつて伝えられているといつたが、それは次のような書名である。私が知り得た範囲のものを「国書総目録」によつて整理してみると次の如くである。

①諸家伝寛永年間版 静嘉 一冊

刊年不明 宮書 一冊

④

②諸家近代伝 同 神宮 一冊  
国会 一冊  
竹柏 一冊

⑤

③諸家伝近代次第寛永年間版 大東急 同  
静嘉 一冊  
京大 一冊

刊年不明

静嘉

京大

一冊

⑥

⑦

同 東北大狩野 一冊  
同 旧浅野 一冊

ある。

なお「国書総目録」には、静嘉堂の「諸家伝」①と、大東急文庫の「諸家伝近代次第」②に、「寛永年間版」の注記があり、いかにも刊記

④諸家伝近代次第目録元和年間版 岩瀬 一冊  
同 諸家伝近代次第 刊年不明 東博 一冊  
無窮神習 一冊 ⑨  
⑤<sup>(10)</sup> 公家系図諸家近代伝 同 無窮神習 一冊  
無窮神習 一冊 ⑩  
同 諸家伝近代次第 無窮神習 一冊 ⑪  
同 諸家伝近代次第 無窮神習 一冊 ⑫  
同 諸家伝近代次第 無窮神習 一冊 ⑬

右の諸本の内、実見したのは東京近郊に所在するもので、末尾に①～⑨の記号を付しておいた。目録上の書名が異なるものの内、最低一部は実見することができた。

私が「諸家伝近代次第」を初めて目にしたのは宮内庁書陵部の蔵本である。「国書総目録」には、「諸家伝」と著録されているので、版本の諸家伝とはいかかるものであるが興味をもつたからである。实物を閲覧してみると、我々が普通理解しているような諸家伝、すなわち堂上諸家の歴譜の集成とは全く異なるものであることがわかつた。その後、右の一覧に掲げた諸本を次々に実見してみると、それらはすべて最初に書陵部で見た版本と同一の版本であつて、実見した範囲では一つの例外もないことが判明した。但し書籍の寸法には多少の異同があった。実見した諸本の寸法を示すと次のようになる。(すべてタテ×ヨコ、単位センチメートル)

①一五・八×一九・八 ④一七・〇×二一・〇  
②一六・〇×一九・九 ③一五・八×一九・六  
⑤一五・〇×二〇・四 ⑥一五・九×一九・五  
⑦一五・八×一九・六 ⑦一七・八×一九・八

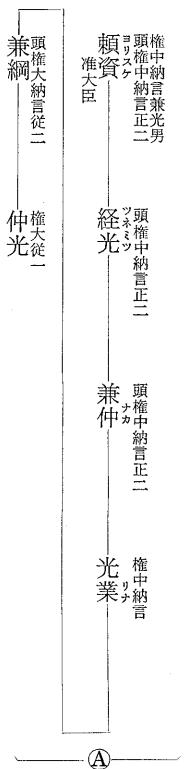
があるような印象をうけるが、実見してみると刊記などはない。静嘉堂本は題箋の下方の部分に墨書きで「寛永版」と書いてあるのみであり、大東急文庫本は刊行目録に、「寛永頃刊」とあるだけである。実見していないが岩瀬文庫の「諸家伝近代次第目録」に「元和年間版」とするのも、推定によったのにちがいない。

以上のように「諸家伝近代次第」は、様々な名前で著録されているが、実体は全く同一であった訳である。それでは何故、同じ一つの書物が種々異なった名称で把えられていたのだろうか。その理由は、「諸家伝近代次第」は版本でありながら外題がなく、内題とそれに対応する目次の表題も、各巻で異なつたまま統一されていなかつたからと思われている。構成は、

- ① 目次 一〇三丁  
② 藤原氏系図 四・五丁  
③ 本文 六〇六十八丁  
④ 附録 六十九〇七十二丁

以上の四部分よりなる。③の本文は巻数の表示はないが明確に三区分されているので、便宜的に第一巻・第二巻・第三巻と呼んでおこう。この三巻に対応して①の目次も三つある。②の藤原氏系図は、「諸家知譜描記」のやはり冒頭にある「藤氏大綱」に相等するものである。これは本文中に含まれる藤原氏諸家の流派的相互関係を系図的に示している。④の附録は二つあり、御子左流の二條家の系図、それに古今伝授に関する堯孝系図が含まれる。

①目次、②本文の三巻それぞれの表題を示すと次のようになる。



- ①—(1) 諸家伝近代次第目録  
①—(2) 諸家伝近代次第目録  
①—(3) 諸家伝目録  
③—(1) 諸家近代伝  
③—(2) 諸家伝近代次第目録  
③—(3) 諸家伝目録

①—(1)には「シヨケノテンキンタイシタイモクロク」とフリガナを付している。

すなわち版心の表示や①—(3)から「諸家伝」という書名が、③—(1)から「諸家近代伝」という書名が、①—(1)(2)から「諸家伝近代次第」という名が、③—(2)から「諸家伝近代次第目録」という名がそれぞれ生じたと思われる。目次に「目録」とあるのは自然だが、本文の表題にも二つ「目録」となっているのは不適当で、これらの表題はからならずしもキチソと整理されたものではないようだ。但し「諸家伝近代次第目録」が三つで全体の半数を占め、この目録は目次とすれば、本書の本体は諸家伝近代次第」とするのが最も妥当であると考えられる。なお本書の書名について、次節でも一度取り上げて確認することにしよう。

次に「諸家伝近代次第」の本文部分の具体例を一家あげてみよう。藤原氏日野家グループで、名家の有力家として弁官・藏人や武家伝奏をつとめた広橋家の例を左に示す。

### 広橋

含めてしまったのである。系譜的に連続しているのかかわる問題であり次節で、からつて系線で結び、かく「諸家知譜拙記」の型式と二年（一七四五）速水房掌大改訂した際、その直接のたと考えて間違いあるま

系譜の記載は、大きく二つの部分に分れる。右の例ではそれをⒶ・Ⓑとして示した。Ⓐの部分は人名が四段に書かれ、系線で結ばれている。Ⓑの部分は人名が二段に書かれ、こちらは系線がない。Ⓐ・Ⓑ部分ともこれらの人名は各家の歴代当主であるわけだが、Ⓐの最後の人名が、Ⓑの冒頭の人名と重複している。広橋家の例だと仲光である。ということは、Ⓐ・Ⓑは区別されているが、系譜的に連続しているのである。Ⓐはその家の始祖より南北朝期の人間まで、Ⓑはそれ以後近世初期に至る期間の人間である。但し、Ⓐのない家もある。それは始祖が南北朝期以後に出たからである。又近衛家もⒶがないが、これは冒頭の藤原氏系図に含めてしまうためである。

系譜的に連続しているのに何故区分されているのかは、本書の成立にかかる問題であり次節で述べることにするが、⑩の部分も④の型式にならって系線で結び、かつ⑩に連続させれば、それは我々が眼にする「諸家知譜拙記」の型式となることは明らかであろう。すなわち、延享二年（一七四五）速水房常が従来の土橋定代による「諸家知譜拙記」を大改訂した際、その直接の見本となつたのは「諸家伝近代次第」であつたと考えて間違ひあるまい。

### 「諸家伝近代次第」収載家名一覧

さて「諸家伝近代次第」の本文三巻には、第一巻二十四家、第二巻二  
十四家、第三巻二十九家、合計七十七家の系譜が収められており、各巻  
ごとに家名の肩に一連番号がふられている。その家名を別表に掲げる。  
これらの家名はある程度の基準によって配列されている。第一巻には、

摂関家・清華・四条家・日野家・勧修寺家・高倉家があり、摂関家の次にこれは絶家である足利将軍家と土佐一条家も収められている。第二巻には、閑院家・水無瀬家・中御門家・御子左家・花山院家それに源氏・平氏・橘氏・菅原氏及び絶家として伊勢国司の北畠・木造両家がある。ところで第三巻になると、その中は家グループでまとめてはいるものの、摂関家の鷹司、清華の三条など本来一・二巻に入れらるべき家が収められ、かつその約半分は当時における絶家であるので、一・二巻に比して絶家の比率が極めてたかい。そして「諸家伝近代次第」に収載された諸家の構成を、「諸家知譜拙記」と比較してみると次のことが指摘できる。第一に、後者にはない絶家が入っていること。第二に後者のようないい家の配列が家の系統別にキチント整理されていないことである。

すなわち、右の家々の構成の問題においても、先に見た本文や目次の表題の不統一にしても、「諸家伝近代次第」は版行された公家系譜でありながら、「諸家知譜拙記」のようには整備されていない点が多いといえるだろう。

なお本書の成立時期であるが、本書に掲載されている人名には任官年月日や死没年月日などの注記が施されており、その最も時代を下るものと調べてみると、第一巻の第十六中院家の最後にある通村卿に「元和九年中納言」とあるものであつて、これにより本書は寛永初年に成立出版されたものと考えられる。

### 三、諸家近代伝

以上、版行公家系線史料の一型体としての「諸家伝近代次第」について紹介してきた。では諸家伝近代次第はどうにして作成されたものなのだろうか。実は本書の直接の前提である公家系譜史料が存在する。それは「諸家近代伝」である。「諸家近代伝」といえば、先に見

ようにな「諸家伝」と共に「諸家伝近代次第」の異名の一つであったものである。しかし私がここで「諸家近代伝」と呼ぶのは、「諸家伝近代次第」と密接に関連しながら、判然と区別しえる存在である。私が実見した「諸家近代伝」の諸本は次のようである。  
①諸家近代伝 内閣文庫 四冊  
内閣文庫 二冊  
岩瀬文庫 一冊  
東大史料 一冊  
②諸家伝近代次第 内閣文庫 四冊  
③諸家補任近代次第 東大史料 六冊  
内閣文庫 二冊  
岩瀬文庫 一冊  
東大史料 一冊  
④<sup>18</sup>⑤<sup>17</sup>⑥<sup>16</sup>⑦<sup>15</sup>⑧<sup>14</sup>⑨<sup>13</sup>

これら諸本はすべて写本であり、版本はない。また②・③など名称は異なるものの、内容は基本的に①と同じである。それは堂上公家諸家の家伝を集成したものであり、すなわち広い意味で「諸家伝」の一種であることは確かである。但し刊行されている「諸家伝」と大きく異なる点が二つある。第一に諸家の伝を乗せられている人物が、すべてある時間的範囲に限定されている。その年代は南北朝期から近世初期に至る期間である。つまり「諸家近代伝」の「近代」とはこの期間を意味するのである。第二に各家の伝の冒頭には、始祖より伝の最初の人物にいたる歴代が、系線で結んで掲げられている。ということは、「諸家伝近代次第」は、その型式と内容から「諸家近代伝」を前提として出現したとは明らかである。「諸家近代伝」の各人の伝履歴を極めて簡略化し、人名の下に割書の注記として加え、「近代」の範囲の歴代当主を二段に掲げて示したのが、「諸家近代伝」である。

「諸家近代伝」と諸家伝近代次第」のこのような関係は、収載されている公家諸家の構成にも表わされている。私が実見した「諸家近代伝」六本の内、東大史料所蔵の③本は例外で、摂関家と閑院家合計二十家のみ

のものだが、他の本は「諸家伝近代次第」各巻の構成と関連している。

先に別表で示した「諸家伝近代次第」各巻の構成の内、第一巻をA、第二巻をB、第三巻とCして表わすと、「諸家近代伝」の諸本の構成は、次のような。

(1) A + B

(2) A + C + B

(3) A + C + B + D or E

すなわち、一巻分が欠けているもの、順序が変わっているもの、順序が

変り且他のものが付加されているものであった。①のD②のEは、「近代

代」以後に成立したいわゆる「新家」で、Dは五十八家、Eは二十七家

である。したがつて私が実見した範囲では、「諸家伝近代次第」と全く

同一の構成を示す「諸家近代伝」はなかつた。しかし見ていないものも

あり、さらには「諸家伝」という名で伝わっているものの中にも「諸家

近代伝」は存在すると思われる所以、構成を同じくする写本を将来発見

できるのであるまいか。

以上で、「諸家近代伝」と「諸家伝近代次第」との関係は明らかになつたが、「諸家伝」・「諸家近代伝」・「諸家伝近代次第」という名称は、相互に混用されているので、もう一度用語として使う場合の実態を確認しておきたい。堂上公家諸家の歴譜すなわち家伝を集成したものが「諸家伝」であり、諸家の伝の内、「近代」つまり南北朝期から近世初期にいたる期間を収めたものが、「諸家近代伝」であり、「諸家近代伝」にのつては、当主の歴代」「次第」を表わしたもののが、「諸家伝近代次第」である。以上のように考えるべきであろう。

## おわりに

以上、かなりまわりくどい説明になつたが最後に本稿で一応明らかに

したと思うことをまとめておきたい。

第一に、「諸家知譜拙記」・「諸家伝近代次第」・「諸家近代伝」三者の相互関係は、次の如くである。

諸家近代伝→諸家伝近代次第→諸家知譜拙記（速水房常編）

第二に、「諸家伝近代次第」は、公家鑑や「諸家知譜拙記」の出現するより以前、寛永初年に成立し、最も古い版行公家系譜として、史料学的にも貴重な存在である。

第三に、「諸家伝」・「諸家近代伝」・「諸家伝近代次第」の三者は、名称として相互に混用されているが、実態は異なるものである。

注  
(1) 拙稿「本所々藏華族諸家提出の家譜について」(『東京大学史料編纂所報』第十二号、昭和五十三年三月)

(2) 『補諸家知譜拙記』(続群書類從完成会、昭和四十一年)

(3) 宮内庁書陵部所蔵、架番号二〇七一九二三

(4) 静嘉堂文庫、架番号五三一一六一二三八五四

(5) 宮内庁書陵部、架番号谷一二九

(6) 国会図書館、架番号六一三一三

(7) 大東急記念文庫、架番号一一一一一九三五

(8) 静嘉堂文庫、架番号七四一五八一一〇七五

(9) 東京国立博物館、徳川宗敬本  
(10) (5)は『神習文庫目録』によつておきなつた。『国書総目録』では、写本としているものである。

(11) 無窮会図書館、神習文庫五二一九

(12) 無窮会図書館、神習文庫五二一〇

(13) 国立公文書館、内閣文庫一五五一三六

(14) 国立公文書館、内閣文庫一五五一四八

(15) 西尾市立図書館、岩瀬文庫九八一八〇

(18) (17) (16)  
東京大学史料編纂所 架番号二〇七五一一五七  
国立公文書館 内閣文庫古四一二三四  
東京大学史料編纂所 架番号四一七三一三三